地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和2年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

65,566千円

【歳出】 地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

603,501千円

(単位:千円)

区分		令和2年度		社会保障	財源 内 訳 特定財源 一般財源			財源	
		決	うち人件費 B	施策費 A-B	国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付 金(社会保障財 源化分)
		Λ	Б	А Б					
民生費	社会福祉費	372, 027	36, 968	335, 059	57, 911	108, 633	488	168, 027	18, 255
	老人福祉費	441, 788	0	441, 788	4, 443	233, 086	2, 105	202, 154	21, 963
	児童福祉費	381, 859	51, 177	330, 682	103, 971	90, 195	6, 736	129, 780	14, 100
衛生費	保健衛生費	332, 350	69, 851	262, 499	7, 301	145, 022	6, 636	103, 540	11, 249
습 計		1, 528, 024	157, 996	1, 370, 028	173, 626	576, 936	15, 965	603, 501	65, 566

[※]区分は地方財政状況調査の歳出区分による

[※]各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分